

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○保安林の指定の予定 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 ( " )	1
公告	
○土地改良区の設立認可の適否決定 (農業基盤課)	1
○県営土地改良事業の計画の定め(緊急防災工事計画) ( " )	1
高知県教育委員会公告	
○高知県立香北青少年の家の指定管理者の募集 (教育委員会事務局生涯学習課)	2
○高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の募集 ( " )	2
入札公告	
○一般競争入札(高知県警察本部庁舎で使用する電気の購入)の公告 (警察本部会計課)	3

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第511号**  
 次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。  
 令和6年8月27日  
 高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
 幡多郡黒潮町馬荷字名本山4485

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字名本山4485(次の図に示す部分に限る。)  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備えて縦覧に供する。)

**高知県告示第512号**  
 令和6年7月農林水産省告示第1355号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
 令和6年8月27日  
 高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所  
 高知市宇津野28番地7  
 イ 氏名  
 大久保 吉通
- (2)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡吾北村清水下分1400番地  
 イ 氏名  
 川村 豊太郎
- (3)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡横畠村横畠29番屋敷  
 イ 氏名  
 池川 長吾
- (4)ア 登記簿記載の住所  
 吾川郡横畠村今城47番地  
 イ 氏名  
 池川 定起
- (5)ア 登記簿記載の住所  
 高岡郡梶原村梶原丙1862番地  
 イ 氏名  
 上田 次郎
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和41年2月農林省告示第133号
- (2) 変更後の指定施業要件  
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について  
 -----  
 公 告  
 -----

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、野瀬泰廣ほか17名からの波介土地改良区の設立認可の申請は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 令和6年8月27日  
 高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類  
 (1) 土地改良事業計画書の写し  
 (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間  
 令和6年8月27日から同年9月26日まで
- 3 縦覧場所  
 土佐市役所  
 高知県農業振興部農業基盤課ホームページ  
 (https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/)
- 4 その他  
 この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

~~~~~

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(大方地区農村地域防災減災事業(保全施設))の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 令和6年8月27日  
 高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類  
 緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
 令和6年8月27日から同年9月26日まで
- 3 縦覧場所  
 黒潮町役場  
 高知県農業振興部農業基盤課ホームページ  
 (https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160000/161101/)
- 4 その他  
 この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
 また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該土

地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

-----  
**教育委員会公告**  
-----

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和6年8月27日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
高知県立香北青少年の家（以下「青少年の家」という。）
  - (2) 施設の場所  
香美市香北町吉野1300
  - (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 青少年の家の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
  - (2) 青少年の家の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
  - (3) 青少年の家の施設、設備等の維持管理に関する業務
  - (4) 青少年の家を利用する者に係る食事の提供及び宿泊に関する業務
  - (5) 青少年の家を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務
  - (6) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する業務
  - (7) (1)から(6)までに掲げる業務のほか、青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、青少年の家の利用において、青少年の平等利用を確保し、青少年の家の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年の家の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。  
なお、グループの構成は、次のいずれかとする。
  - (1) 県内事業者のみによるもの
  - (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）

によるもの

- 5 指定の手続
  - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
    - ア 2の業務に関する事業計画書
    - イ 2の業務に関する収支予算書
    - ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
    - エ 定款、規約その他これらに類する書類
  - オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
  - カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
  - キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
- (2) 募集期間は、令和6年8月27日（火）から同年10月25日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和6年10月25日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
- (3) 現地説明会を令和6年9月11日（水）に開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。ただし、参加を希望するものがない場合は、開催しない。
- (4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310401/>）からも入手することができる。
- (6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と青少年の家の管理運営業

務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

- 7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-0850  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県教育委員会事務局生涯学習課  
電話番号088-821-4745  
ファクシミリ番号088-821-4505  
電子メールアドレス310401@ken.pref.kochi.lg.jp

~~~~~  
高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の管理運営を一括して行うこととし、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第2条及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和6年8月27日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称及び場所
    - ア 高知県立高知青少年の家（以下「青少年の家」という。）  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
    - イ 高知県立青少年体育館（以下「体育館」という。）  
吾川郡いの町八田1767
  - (2) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 青少年の家の許可施設及び体育館の許可施設等の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
  - (2) 青少年の家の許可施設及び体育館の許可施設等の使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
  - (3) 青少年の家の施設、設備等及び体育館の施設、設備等の維持管理に関する業務
  - (4) 青少年の家又は体育館を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務
  - (5) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する業務
  - (6) (1)から(5)までに掲げる業務のほか、青少年の家及び体育館の設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、業務

を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

#### 4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、青少年の家又は体育館の利用において、青少年及び県民の平等利用を確保し、青少年の家及び体育館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、青少年の家及び体育館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの

#### 5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 2の業務に関する管理代行料提案書

エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和6年8月27日（火）から同年10月25日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和6年10月25日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) 現地説明会を令和6年9月13日（金）に開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。ただし、参加を希望するものがない場合は、開催しない。

(4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310401/>）からも入手することができる。

(6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

#### 6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と青少年の家及び体育館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

#### 7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県教育委員会事務局生涯学習課

電話番号088-821-4745

ファクシミリ番号088-821-4505

電子メールアドレス310401@ken.pref.kochi.lg.jp

### 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年8月27日

高知県警察本部長 高清水 善弘

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

高知県警察本部庁舎で使用する電気 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の供給期間

令和7年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで

(4) 購入物品の供給場所

高知県警察本部

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) 県が発注する電力調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和6年8月高知県告示第502号）第3による資格審査の結果の通知において電力調達契約に係る競争入札に参加することができる資格を有する旨の通知を受けた者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

#### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部会計課

(2) 問い合わせ先

高知県警察本部警務部会計課（電話番号088-826-0110（内線2252））（2の(6)に掲げる入札参加要件に関する問

<p>い合わせにあつては、高知県林業振興・環境部環境計画推進課（電話番号088-821-4841）</p> <p>(3) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 手渡しによる交付の場合 令和6年8月27日（火）から同年9月17日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 令和6年8月27日午前9時から同年9月17日午後5時までの間に高知県警察本部入札情報のホームページ（<a href="https://www.police.pref.kochi.lg.jp/docs/2023110700590/">https://www.police.pref.kochi.lg.jp/docs/2023110700590/</a>）で交付する。</p> <p>(4) 入札の日時及び場所 入札書を令和6年10月4日（金）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。</p> <p>(5) 開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和6年10月9日（水）午後4時</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部2階201会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和6年9月18日（水）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等</p>	<p>規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項</p> <p>ア 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和6年9月4日（水）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>イ 2の(6)に掲げる電力調達契約に係る入札参加資格要件を有しない者でこの一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が別に定める様式に必要な書類を添えて、高知県林業振興・環境部環境計画推進課に提出すること。ただし、令和6年9月6日（金）午後5時までに提出しなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに提出した場合でも、提出書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Police Headquarters</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 18 September 2024</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive at the division noted in (4) by 5:00</p>	<p>P.M. on Friday 4 October 2024</p> <p>(4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(5) Others: As in the tender documentation</p>
--	--	---